

令和8年度

川西町地域包括支援センター

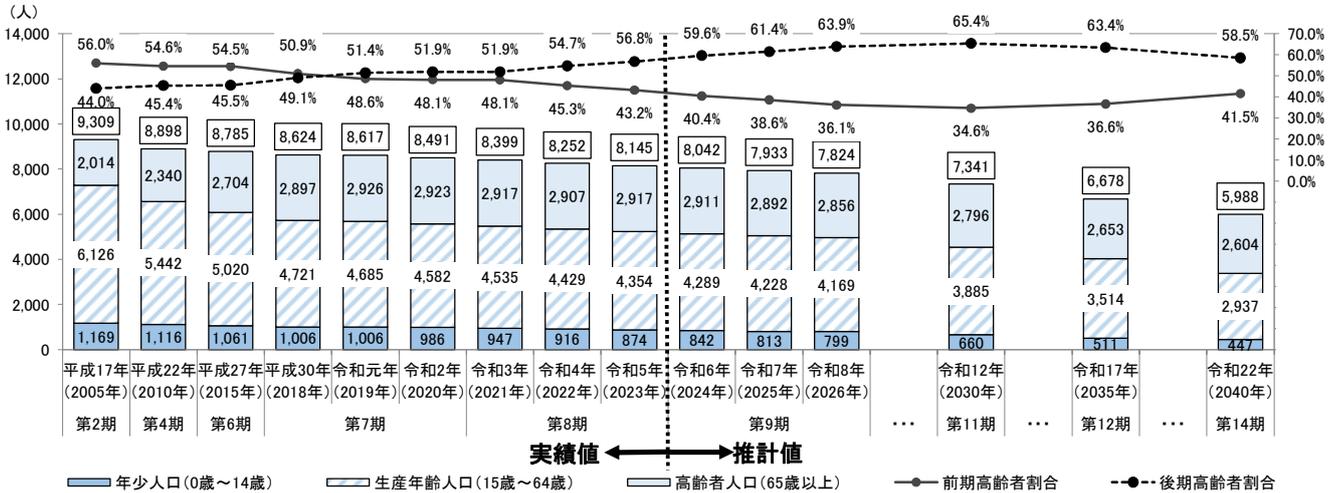
事業計画

(案)

I. 町の高齢者に係る現状・推移と課題（第9期介護保険事業計画より）

(1) 人口

- 高齢者人口は令和元年をピークに減少傾向にある
- 高齢者人口に占める前期高齢者、後期高齢者の割合は平成30年から令和元年にかけて逆転し、令和4年以降その差が広がっていく予想

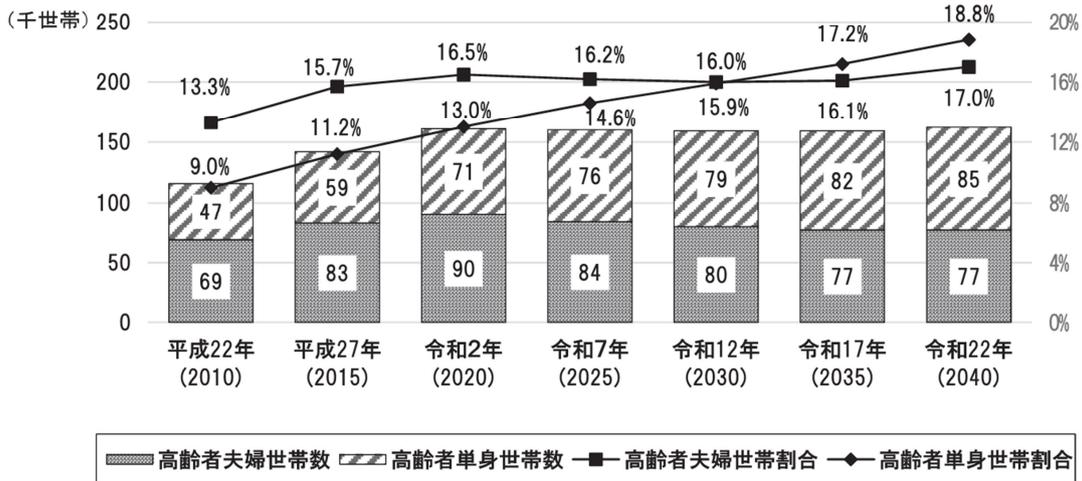


※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在（※令和6年以降は推計値）

(2) 世帯（奈良県の状況）

- 総世帯に占める高齢者の単身世帯の割合が、令和22年にかけて右肩上がりとなる予想
- 高齢者の単身・夫婦世帯数は、令和2年以降横ばい状態が続く予想

■高齢者世帯数の推移及び将来推計

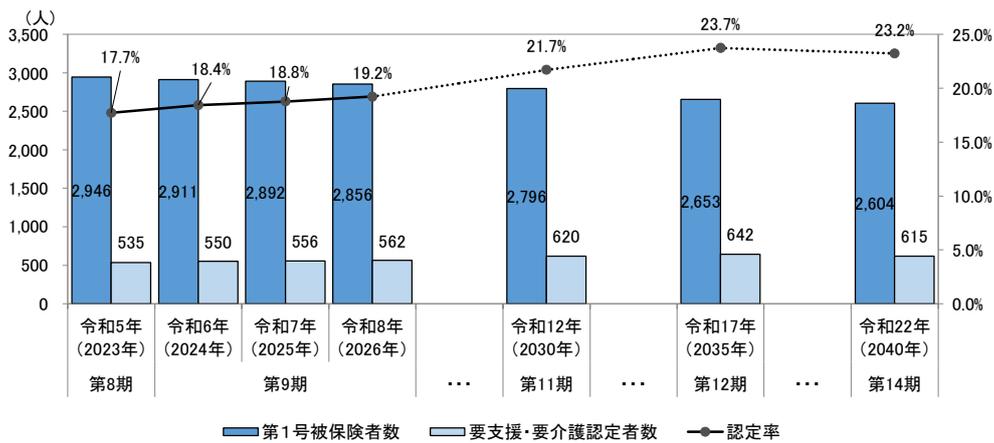


高齢者夫婦世帯：世帯主の年齢が65歳以上の「高齢世帯」のうち「夫婦のみの世帯」
 （ただし、平成22年は、夫が65歳以上妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）
 高齢者単身世帯：65歳以上の者1人のみの一般世帯
 出典）平成22年、平成27年、令和2年は総務省「国勢調査」
 令和7年～令和22年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」
 （平成31年推計）

※奈良県 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知施策推進計画より抜粋

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

➢高齢者数（第1号被保険者数）は減少するものの、認定者数・認定率は増加をたどる予想



～ 現状から見えてくる課題 ～

- 団塊の世代が75歳を迎える令和7年(2025年)から、高齢者全体の人口は減少するが、高齢者に占める後期高齢者人口や単身世帯の割合が増加をたどる。
- 生産年齢人口は平成17年(2005年)から令和7年(2025年)までの20年間で3割減少してきている。
- 認定者数も令和17年(2035年)まで増加の一途をたどる。

- 独居や高齢者のみの世帯、介護を必要とする高齢者、認知症高齢者など、支援の必要な人や世帯がますます増加し、相談内容も多様化していく
- 介護人材の確保が困難となり介護サービス基盤の計画的整備が急務 など

(4) 第9期川西町介護保険事業計画の基本理念(※)と基本方針

基本理念	基本方針	施策の方向性
長生きを喜び、ともに楽しめるまち、川西	基本方針1 介護予防と生きがいがづくり・社会参加の推進	1-1 介護予防・生活支援サービス事業 1-2 一般介護予防事業 1-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 1-4 高齢者の生きがいがづくりの充実 1-5 ボランティア活動への支援
	基本方針2 地域包括ケアシステムの強化・充実	2-1 地域包括支援センターの運営 2-2 生活支援サービスの体制整備 2-3 医療と介護の連携強化
	基本方針3 高齢者の尊厳を守るための取り組み	3-1 認知症予防への推進と認知症への理解を深めるための普及啓発 3-2 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり 3-3 権利擁護の推進 3-4 高齢者虐待の防止
	基本方針4 安心して生活できる環境の整備	4-1 高齢者福祉の充実 4-2 住まいや移動を支える取り組み 4-3 災害や感染症対策に係る体制整備
	基本方針5 安定的な介護保険事業の実施	5-1 居宅サービス 5-2 地域密着型サービス 5-3 施設サービス 5-4 介護サービスの質の向上

II. 前年度(令和7年度)のセンターにおける重点業務と課題

計画	重点業務	課題と今後の方向
基本 方針 1	一般介護予防事業 ・通いの場の増加と継続に向けた支援	今後ますます介護サービスを必要とする人の増加が予想されるため、介護予防・重度化防止への取組の充実を図る。 通いの場の継続的な実施と多様な活動の推進 のため、支援内容の見直しを進める。
基本 方針 2	地域ケア会議・(生活支援体制整備事業) ・地域課題を町・関係者間で共有検討 在宅医療・介護連携事業 ・国保、東和圏域での事業推進	複合的課題を有する相談が増加してきており、今後さらに庁内及び関係機関と連携を図ることで、支援のネットワークを強化することが重要である。 相談ケースや地域ケア会議による課題の集約・分析を基に、かわにしつながらネットワーク会議において課題解決に向けた共有検討を行う。
基本 方針 3	認知症総合支援事業 ・認知症ケアパスの見直し 権利擁護の推進 ・後見利用促進のための広報普及活動	今後も増加が見込まれる身寄りのない高齢者等への支援が課題となっている。次年度は 中核機関の設置に向けた取組を、町と進めていく。 認知症の普及啓発では、学びを地域での活動や支援に結びつける点は今後の検討課題としつつ、 認知症とともに生きる当事者やその家族の参画についても意識した事業推進を行う。
基本 方針 4	高齢者福祉の充実 ・地域の見守り体制構築、介護負担軽減、 交流の場づくり	介護負担の軽減、介護離職や介護孤立の防止のため、介護者が気軽に参加できる身近な交流の場として「 介護者のつどい 」を実施する。長寿介護課と連携し、 高齢者見守りネットワーク事業の充実 や見守り体制の強化を図っていく。

III. 令和8年度事業計画

川西町地域包括支援センターの基本方針

地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域において継続的・包括的に支援を行ってまいります。

○包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

(1) 総合相談

目標	高齢者の心身状態や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切なサービスや機関、制度の利用につなげる。	
計画	内容	目標値
①高齢者の実態把握	・民生児童委員の協力を得て、独居高齢者・高齢者のみ世帯の実態把握を行う（R8年度より70歳以上を対象とする）。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と協働し、通いの場の参加者に対し、元気度チェックを行う。	【ニーズ調査】 何かあった時に相談する相手として包括・役場と回答した人の割合
②地域住民への普及啓発	・町ホームページ等を通じて、地域包括支援センターの周知を図る。	
③アウトリーチによるニーズ把握	・町福祉部局で設置する『まるっと相談室』や民生児童委員協議会等へ積極的に参画し、高齢者のニーズ把握に努める。	

④家族介護者への相談支援	・介護を行う家族に対する支援として、身近な交流の場「介護者のつどい」を開催する。	月1回
--------------	------------------------------------------	-----

(2) 権利擁護

目標	高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活が送れるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援をする。	
計 画	内 容	目標値
①成年後見制度等の研修会の開催	・住民向けに成年後見制度等の普及啓発を目的とした研修会を行う。	住民向け 年2回
②出前講座の開催	・通いの場等を利用して消費者被害・防犯等の出前講座を行う。	年2～3回
③消費者被害防止の情報提供	・消費者庁等からの消費者被害に関する情報を、民生児童委員・ケアマネジャー・訪問系介護事業者等へ情報提供する。	年1回
④高齢者虐待への対応	・町とセンターが連携し、必要な対応の協議、具体的な支援方針の検討を行い、適切な支援を行う。	—
⑤中核機関の設置に向けた検討	・事例を通じて関係機関が協議し、中核機関の設置に向けた検討を行う。	—
⑥成年後見制度の活用に向けた支援	・認知症や精神上的の障害などで判断能力の低下がみられる方で、財産管理等の支援が必要な場合、本人やその家族に対して、成年後見制度の紹介や情報提供等、申し立ての支援を行う。また、日常生活自立支援事業等への利用にもつなげる。	—

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

目標	多職種連携を推進し、多様な社会資源を活用することで切れ目のない支援が提供される体制を構築する。また高齢者の自立支援が効果的に行われるようケアマネジャーを支援する。	
計 画	内 容	目標値
①暮らしのガイドブック(仮)の周知・活用	・R7年度に完成予定の、インフォーマルサービス等が掲載された暮らしのガイドブック(仮)の周知や活用を行う。	—
②ケアマネジャーへの支援	・ケアマネジャーからの個々の相談に対する対応・助言を行うとともに、連絡会を開催し、ケアマネジメントの質向上に向けた意見交換・情報共有を行う。	ケアマネ連絡会 年2～3回

(4) 地域ケア会議（重点事業）

目標	個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けることができるよう、町と連携し役割分担しながら取組を進める。	
計 画	内 容	目標値
①地域ケア個別会議	・個別課題の解決に向け、支援体制構築を図るとともに、地域課題の把握を行う。	年4回
②地域ケア推進会議 (つながりネットワーク会議)	・①の会議を通じて出た地域課題を、地域住民や関係機関と共有し、地域に必要な社会資源や取組を明らかにする。また、地域づくりや資源開発、政策形成を目指した取組につなげる。	年1回

③自立支援型地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等の自立と生活の質の向上に目を向け、多職種で意見交換を行い、元の生活に戻れることを目標に支援方法の検討や評価を行う。 	年6回
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

○包括的支援事業（社会保障充実分）

（5）認知症施策の推進（重点事業）

目標	町民に認知症の正しい理解を広め、増加が予測される認知症高齢者やその家族が暮らしやすいまちづくりを目指す。認知症とともに生きる当事者やその家族の参画についても意識した事業推進を行う。	
計 画	内 容	目標値
①認知症の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 9月のアルツハイマー月間に文化会館・地域の商店や事業所において普及啓発を行う。 認知症の方への具体的な対応方法等について、事例を通じて考える勉強会を開催する。 	勉強会 年1回
②認知症ケアパスの活用	<ul style="list-style-type: none"> R7年度に見直した認知症ケアパスの配布・活用することにより、必要な福祉サービスへスムーズにつなげる。 	—
③認知症サポーターの養成・育成	<ul style="list-style-type: none"> 町民だけでなく企業や金融機関等も対象とした認知症サポーター養成講座を開催する。またステップアップ講座や他団体交流等により継続してサポーターの活動を支援していく。 	年7回 (うちステップアップ2回)
④認知症初期集中支援チームによる初期支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の疑いがある方や認知症の方及びその家族を訪問し、早期診断・対応につなげられるようにするといった初期支援を、専門職が連携して包括的かつ集中的に行う。 	—

（6）在宅医療・介護連携推進事業（重点事業）

目標	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最後まで自分が望む場所で過ごすことができ、自分が選択した生活が送れるよう支援する。	
計 画	内 容	目標値
①住民への普及啓発 (日常の療養支援・看取り・急変時の対応)	<ul style="list-style-type: none"> 通いの場等への出前講座を通じて、他事業とも連携を図りながら在宅療養における服薬管理や看取り、ACP（人生会議）などの普及啓発を行う。 急変時の対応として、救急キットの普及啓発を行う。 	出前講座 年2～3回 講演会 年1回
②切れ目ない入退院支援	<ul style="list-style-type: none"> 東和医療圏における市町村と連携し、入退院調整における課題の検討を行う。身寄りのない高齢者への支援についても情報共有を図っていく。 	—
③多職種連携に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 国保中央病院圏域の市町村と連携して、ロジックモデルを活用した事業推進の検討や多職種連携研修を行う。 	研修会 年1回

○総合事業

(7) 一般介護予防事業（重点事業）

目標	住民主体の通いの場を充実させ、人のつながりにより通いの場が継続的に拡大していけるよう、様々な専門職等を活用した支援を行う。		
	計 画	内 容	目標値
①対象者の把握		・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と連携を図り、フレイル予防が必要な方やもの忘れに不安を抱える方を把握し、通いの場への参加勧奨など社会参加を促すことで、介護予防を推進する。	—
②介護予防の普及啓発と活動支援		・いきいき百歳体操を実施する場（通いの場）の増加に向け、運動習慣を身につけることを目的とした短期集中運動教室を実施する。 ・通いの場の活動推進に向けて、意欲向上につなげる体力測定や全体交流会を開催する。 ・介護予防とともに生きがい創出や地域交流促進にもつながるよう、健康運動指導士による運動教室やeスポーツ教室を実施する。	短期集中運動教室 1 団体 自主体操活動団体 16 団体
③地域における介護予防活動支援 （地域リハビリテーション活動支援）		・介護予防を住民が主体的に継続して取り組むことができるよう、リハビリ専門職を派遣する。	地域リハ活用団体数 16 団体

○指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業

目標	多職種連携を推進し、個々の高齢者の自立支援、介護予防を目指したケアマネジメントの定着を図る。		
	計 画	内 容	目標値
①セルフマネジメント向上支援		・多様な社会資源を活用しつつ個々の持つ能力を最大限に活用することを基本とし、自立支援を目標とした上で適切なサービスが速やかに提供されるようマネジメントを行う。 ・介護予防ケアプランの作成を、指定居宅介護支援事業所が直接担当する場合は、適切な助言・指導を行う。	—

○その他

	計 画	内 容	目標値
①指定介護予防支援事業所として義務化された事項の取組		・感染症及び災害に係る業務継続計画に定める研修・訓練等の実施及び計画の適宜見直し ・感染症対策防止委員会の開催と研修・訓練の実施 ・虐待防止委員会の開催と研修の実施	法令で定められた委員会、研修・訓練の実施回数